青 警 本 監 第 2 2 2 2 号 平 成 2 8 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

青森県公安委員会審査請求手続規則の制定について

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)については、本年4月1日から施行されるところ、この度、青森県警察行政不服審査手続きに関する規則(昭和47年1月青森県公安委員会規則第1号。以下「旧規則」という。)の全部が改正され、青森県公安委員会審査請求手続規則(平成28年3月青森県公安委員会規則第3号。以下「手続規則」という。)が公布された。

手続規則は、本年4月1日から施行されるところ、その制定の趣旨、要点並びに 運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各位にあっては対応に遺漏のないよ うにされたい。

なお、「青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の制定について」(昭和47年 1月4日付け青警本監第2号)は廃止する。

記

1 手続規則制定の趣旨

行審法においては、審理の公正性及び透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、審査請求の審理手続は、処分に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が行うこととされた。

これまで青森県警察において、青森県公安委員会、青森県警察本部長又は警察署長に対する不服申立てが行われた場合、審理に関する事務を行う者については、何ら規定が置かれていなかったところである。

行審法においては、青森県公安委員会等の合議制機関については、手続の公正性が最終的に担保されることから、審理員制度の適用が除外されているところであるが、同法の趣旨を踏まえれば、審理関係人からの主張の整理等を行う者についても処分に関与していない職員等を指名することが適当であることから、当該

職員を「審理官」と称し、「審理官」による審理手続制度を新たに設けることとし、併せて「審理官」について、「審理員」と同様の除斥事由を定めることとしたものである。

2 手続規則の要点

(1) 審理官制度の導入(第3条関係)

行審法の趣旨を踏まえ、青森県公安委員会が行う審理を補佐する審理官制度 を設け、併せて行審法に規定する審理員と同様の除斥事由を定めた。

(2) 審理関係人に対する通知 (第5条等関係)

行審法において、審理関係人及び審査庁の相互協力義務が定められたこと、 参加人にも審査請求に係る事件に関する意見書の提出が認められたこと等を踏 まえ、審査請求に係る通知を審査請求人又は処分庁等のほか、参加人に対して も広く行うこととした。

(3) 情報公開条例等に関する審査請求に関する手続の整備(第28条関係)

青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)及び青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)に関する審査請求については、青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすることとされており、審理手続は同審査会により行われることとなることから、審理官の指名等を不要とした。

(4) 審査請求に関する様式の整備(別記様式関係)

審査請求における証拠書類等の管理及び閲覧に関する一定の様式を定めた。

3 運用上の留意事項

平成28年3月31日以前にされた行政処分又は申請に係る不作為に対する不服申立てについては、旧規則の例によるので留意すること。

本件担当 監察課訟務係

青森県公安委員会審査請求手続規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

青森県公安委員会委員長

高

畑

 $\underline{\underline{\mathbf{g}}}_{i}$

子

青森県公安委員会規則第三号

青森県公安委員会審査請求手続規則

(趣旨)

第 条 \mathcal{O} 規則 は、 青 森 県 公安委員会に 対 す る審 查請 求 に 関 必 要な 事 項 を定め る

ものとする。

(用語)

第二条 \mathcal{O} 規則 で使用す える用 語 は、 行政 不 -服審査 法 (平成二十六年 法律第六十八

以 下 法 لح 11 う。 で使用する 用語 \mathcal{O} 例 に ょ

(審理官)

第三条 青森県警察本 部長 (以 下 本 部長」 とい う。 は、 青森 県公安委員会に 対

て 審查請求 が さ れ たときは、 審査庁 (法に 規定する審査庁とし 7 \mathcal{O} 青 森県 公安委員

会をい う。 以下 同 U が行う審理を補佐 させるため、 審理に 関する事務を行うに

0 1 て必 要な知 識経験を有し、 カュ つ、 公 正 な判断をすることが できる と認め られ

警察 職 員 \mathcal{O} うち カン ら審理官を指 名するとともに、 その旨を審査 請求 人 及 び 処 分庁等

(審査庁 以 外 \mathcal{O} 処分庁等 に 限る。 に対し 書面に より 通知するも \mathcal{O} とする。 ただ

法 第二十四条 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 当該審査請求 を却下する場合は、 \mathcal{O} 限 ŋ で な

2 本 部長 は 前 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り二人以 上 \mathcal{O} 審理官を指名する場合に は そのうち

人を、 当該二人 以 上 \mathcal{O} 審 理官が 行 う事務を 総括する者と L て指 定す るも \mathcal{O} とす

らない。

3

本

部長

が

第

項

 \mathcal{O}

規定によ

り

指名する者は、

次に掲げ

る者以

外

0

者で

な

け

れば

な

審査 請 求に 係 る 処 分 に 関 与 した 者 又は 審査請 求に る 不作 為 に 係る 処分 与

し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査 請 求 人 \mathcal{O} 配 偶 者、 兀 親等 内 \mathcal{O} 親 族 又は 同 居 \mathcal{O} 親 族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査 請 求 人 \mathcal{O} 後見 人、 後見監督 人、 保 佐 人、 保佐監督人、 補 助 人 又 は 補 助監

人

七 利害関係人

- 4 は、 本 当該 部長 審理官に係る は 審 理 官が 第 前 項各号 項 \mathcal{O} 規定に に掲 げ る者 よる指名を \mathcal{O} VV ず 取 れ り か 消 に該当す さなけ れ ることとな ば な 5 な 0
- 5 人 証 及び 明 審 書を携 理官は 参 加 人。 帯 審査庁 以下 審 同じ。 理関 が 行う審理を補佐する 係 人 (処分庁: の請求があるときは 等が 審査庁 に当た であ 0 て これを提示 は る場合に 警察 職員た あ L なけ 0 て は、 れ る身分を示 ば な 審 査 5 な 請 求 す
- 6 理 経 審 理官 過 調 書 は を作 法 成 \mathcal{O} 規定 これ に よる を審査庁 裁 決 が に提出 なされ るに て 審 熟 理 したと \mathcal{O} 状 認 況を報告 8 るとき なけ は 速 れ ば Þ な カン

(物件の提出の方法

11

第 兀 t 則 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} とする 規定に 法、 よる審査庁 行 政 不 服審 査 \sim 法施 \mathcal{O} 書類そ 行 令 \mathcal{O} (平成二十 他 \mathcal{O} 物 件 七 \mathcal{O} 提出 年 政令第三百 は 青 森 県警察を経 九 + 号) 及 由 び \mathcal{O}

(総代の互選の命令の方式等)

第五条 よる 総代 法 第 \mathcal{O} 互. 九 選 条第三項 \mathcal{O} 命 令は、 \mathcal{O} 規 書面 定に に ょ ょ り 読 り 行 み替え う t て \mathcal{O} 適 とする。 用す る 法第十 条第二項 \mathcal{O} 規定に

2 審 査庁 は 総 代 が 選任され、 又は 解任 さ れたときは、 他 \mathcal{O} 審 理 関 係 人 に 対 書

(参加の許可の通知等)

面

に

ょ

り

そ

 \mathcal{O}

旨を通

知す

るも

0

とす

第六条 対 項 L \mathcal{O} 許 書面 審 可 査 を に 庁 Ļ ょ は、 りそ 又は 法 \mathcal{O} 第九条第三項 L 旨を通 な いこととし 知す る \mathcal{O} 規定に ŧ たときは \mathcal{O} とする。 ょ ŋ 読 当 み替え 該 許 可 て \mathcal{O} 適用 申 請 す を る L 法 た 利 第十三条第 害 関 係 人に

2 法 第九 条 第三項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 読 み替えて 適用す る法第十三条第二項 \mathcal{O} 規定に よる

参加の要求は、書面により行うものとする。

3 とす 加 を 審 る。 取 查 庁 ŋ 下げ は たときは 利 害関 係 人 が 他 新 \mathcal{O} 審 た 理 に 関 参 係 加 人とな 人 に 対 0 た とき又 書 面 に ょ は 参 り 加 そ \mathcal{O} 人 旨 が 審 を 通 查 請 知 す 求 \sim t \mathcal{O} 参 \mathcal{O}

(補正の命令の方式)

第七条 法 第二十三条の 規定に ょ る 補 正 \mathcal{O} 命 令 は、 書面 に ょ 1) 行 う t \mathcal{O}

執 行 止 に 0 1 7 \mathcal{O} 処 分 庁 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 聴 取 \mathcal{O} 方式 等

第 八条 法 第二十五条第三項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 処 分庁 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 聴 取 は 書 面 に ょ り 行 う

のとする。

2 する。 審 人 及 查 審 査庁 び 請 求 法第二十五条第二項 加 は、 人 人。 法 参 次 加 第二十五 条 人 に 及 な び 条第二項又 11 処 \mathcal{O} 7 分 申 同 庁 立て Ü 処分 が は第三項の 行 に 庁 わ 対 が れ 審 L た 場 査 庁 書 規 合 定に 面 で に に あ ょ ょ お る り 場合 る執 11 そ て \mathcal{O} に 行 旨を 停 同 あ 止 項 0 通 を \mathcal{O} 7 規 知 は 定に す た とき る 審 ょ t 査 る 請 は \mathcal{O} لح 求

(執行停止の取消しの通知)

行

停

止

を

Ū

な

いことと

L

たときも、

同

様と

す

第 九条 審 査 庁 は、 法 第二十六条 \mathcal{O} 規 定 に ょ V) 執 行 停 止 を 取 り 消 たときは 審 査

求人、 参 加 人 及 び 処 分庁 に 対 書 面 に ょ り そ \mathcal{O} 旨 を 通 知 す る t \mathcal{O} とす る

(審査請求の取下げの通知等

第十条 加人 お 11 及 て び 審 同 処分 査 ľ 庁 庁 は、 等 に 対 法第二十七 (処分庁等 Ļ 書面 条 に が 審査 ょ \mathcal{O} ŋ 規 庁 定 そ \mathcal{O} で に 旨 ょ あ る場合 る審査 を 通 知 す 請 に る は 求 t 参 \mathcal{O} \mathcal{O} 加 取 とす 人。 下 げ 第二 が あ + 0 六 た 条第二項 と き

2 項 11 若 \mathcal{O} 審 查 規 定に 庁 \mathcal{O} 場合に は は 第二項 ょ 前 り お 提 項 11 出 又 に は 規定 て さ 法 れ する 当該 第九 た 書 審査 書 類 条第三項 類 そ そ 請 \mathcal{O} 求 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 物 規 取 \mathcal{O} 物 定 下 件 に 件 を げ そ ょ が \mathcal{O} 返 あ \mathcal{O} り 還 読 提 0 は た 出 4 替え ときは 人 12 別 記 て 返 様式 適 還 用す 法 L 第三十二条 第 な け る --- 号 法 れ \mathcal{O} ば 第三十三 還 な 第 付 5 請

書と

引換

え

に

行

わ

な

け

れ

ば

な

5

な

11

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第十 法 第 九 条第三項 \mathcal{O} 規 定 によ り 読 4 替えて適用 す る法第二十九条第二項の 規

定に よる 弁明 書 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 要求 は 書 面 12 ょ り行うも \mathcal{O} とする。

(反論書等を提出すべき期間の通知

第十二条 審査 庁 は 法第 九 条第三項 \mathcal{O} 規定 に ょ り 読み替 えて 適用す る法第三十条第

項又は 第二項に規定する 相当 0 期間 を定 めたときは、 審査請 求 人 又は 参 加 人に

し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第十三条 法 第九 条第三項 \mathcal{O} 規定 によ り読み を替えて 適用 す る法第三十 条第二項 \mathcal{O} 規

定に ょ る 口 頭意見陳 述 \mathcal{O} 期 日 及 び 場 所 \mathcal{O} 指 定並 び に 審 理 関 係 人 \mathcal{O} 招 集 は 書 面 ょ

り行うものとする。

2 審 査庁 は 法第九条第三項 の規定に ょ り 読 4 替 「えて適」 用す る法第三十 第 項

規定によ る意見 \mathcal{O} 陳述を聴取 たときは 次 に 掲げ る事項を記 載 \Box 頭 意 見 陳

述録取書を作成するものとする。

 \mathcal{O}

- 事案の件名
- 二 意見の陳述の日時及び場所
- 三 意見の陳述をした者の氏名及び住所

四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知

第 + 匝 条 審 査 庁 は 法 第 九条第三項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 読 み替 えて 適 用す る法 第三十 条

第三 項 \mathcal{O} 許 可 を L 又 は な 1 ことと したときは 申 <u>\</u> 人に 対 書面 に ょ ŋ そ \mathcal{O}

旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知

第十五 条 審 査 庁 は 法 第 九 条第三項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 読 4 替 え て 適 用 す る 法 第三十二条

第三項 12 規 定す る 相 当 \mathcal{O} 期 間 を定め たときは、 審 理関 係 人 12 対 書面 に より そ

旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第十六 読 す れ る \mathcal{O} 申立 る 4 る ŧ な \mathcal{O} 替えて 場合 限 法第三十 \mathcal{O} 1 とす ŋ て こととし が で 審 で な 適 る 行 査 あ 庁 用 _ わ 11 0 条 第 て、 す ただ た は れ ときは た場合 る法第三十七 そ 法第 \mathcal{O} 項 当該 場 \mathcal{O} に 九条第三項 当該 に 規定による意見 お 申 お 11 条第 て、 77 11 申 7 7 <u>\</u> 当 が \mathcal{O} 7 同 法 をし 規定 該要求をし、 項 条 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 規定 によ 九 た \mathcal{O} 条第三項 聴取 者 に に ŋ 又は 読 ょ 対 ょ る意 又 Ĺ る み替えて適 は 法 物 \mathcal{O} 第九 規定 見 書面 件 \mathcal{O} な \mathcal{O} 条 に 1 聴 に 提 第三 用 出 ことと 取 ょ ょ す \mathcal{O} V) り \mathcal{O} 要求 場 項 読 そ る 法第三十三条 に \mathcal{O} 4 \mathcal{O} 規定 替 旨を お を たときは え 1 通 に 7 7 又は ょ 適 知 用 わ V) す

2 \mathcal{O} 提 法 第九 出 \mathcal{O} 要 条 第三項 求 は 書 \mathcal{O} 規 面 に 定 ょ に ょ ŋ 行 ŋ 読 う ŧ 4 替えて \mathcal{O} とす 適用 す る 法第三十三条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 物 件

(証拠書類等の管理)

第十七 け に たとき ょ り 読 は 審 4 替え 査 庁 別 記 て適 は 様 式 用 法第三十二条第 第二号 す る法 第三十三条 \mathcal{O} 提出 物 --- 項若 目 録 \mathcal{O} 規定 を 作 成 12 は 第二項 ょ L な る け 書 れ 類そ 又は ば な \mathcal{O} 法 5 第九 他 な \mathcal{O} 条第三 11 物 件 \mathcal{O} 提 項 出 \mathcal{O} を受 規 定

- 2 る 書 類そ 査庁 は \mathcal{O} 他 前 \mathcal{O} 物 項 件 \mathcal{O} 提出 \mathcal{O} 提 出 物 目 人 に 録 交付 を作 成 しな したときは、 け れ ば な 5 な そ 11 \mathcal{O} 写 を当該 提 出 物 目 録 に
- 3 をそ 審 \mathcal{O} 査 提 庁 出 は 人 に 必 返 要が 還 L な な < け な れ 9 ば たときは なら な VI 速 B か に 提出 を受 け た 書類 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}
- 4 第 十条第二項 後 段 \mathcal{O} 規 定は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 返 還 に 0 11 7 準 用 す

証 拠 書 類 等 \mathcal{O} 提 出 に 係 る審理 関 係 人 に 対 す る 通 知

第十八 け に た ょ と ŋ きは 読 み替え 審 查 庁 そ て は \mathcal{O} 提 適 用す 出 法第三十二条第 人 る法第三十三条 以 外 \mathcal{O} 審 理 関係 項 若 \mathcal{O} 人 規定に に L 対 は 第二項 よる 書面 書類そ 又は に ょ 法 り \mathcal{O} 他 第 そ 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 旨 条 物 **第三項** を 件 通 \mathcal{O} 知 提 出 す \mathcal{O} るも を受 規 定

(参考人の陳述の通知等)

 \mathcal{O}

とす

第十 をし、 旨を通知 \mathcal{O} 申立 九 条 7 又 審査庁 す は が 行 る ŧ な わ \mathcal{O} V) れ は、 とする。 こととし た場合に 法第 九 たときは お 条第三項 11 て、 の規定 同条 当 該 \mathcal{O} 規定に によ 申立てを ŋ よる参考人 読み替えて適用する た者に 対 \mathcal{O} 陳述 書面 又 は 法第三十四 に 鑑 定 ょ \mathcal{O} ŋ 要求 そ 条 \mathcal{O}

- 2 人 法 \mathcal{O} 第九 陳述又は 条第三項 鑑定 \mathcal{O} \mathcal{O} 要求 規定によ は、 書面に り 読 み替えて ょ ŋ 行 う 適用する法第三十四条の ŧ \mathcal{O} とする 規定に ょ る参考
- 3 二項 兀 条 第十六条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 規定 による参考人 第 は \Box 頭 項ただし によ る 法第 \mathcal{O} 書 陳 \mathcal{O} 述 九 規 に 条第三項 定 9 は 1 第 て、 __ \mathcal{O} 項 それぞ 規定に \mathcal{O} 規定 によ れ ょ 準 り る通知 用 読 す 4 る。 替え に 7 9 V 適用する法第三十 て、 第 十三条第

(検証の通知等)

第二十 とする。 第 こととし 項 条 \mathcal{O} 申立 審 たときは 査庁 て が は、 行 当該 わ 法第 れ 申 た場合に 九 立て 条第三項 を L お た者に 11 \mathcal{O} て、 規定 に 対 同 項 ょ \mathcal{O} り 規定に 書面 読 み 替 に ょ ょ えて る検証 ŋ そ 適 用す \mathcal{O} 旨を通 を る法第三十五 知 又は す る t な 条 \mathcal{O}

- 2 る 通 法 第九 知 は、 条第三項 書面 に ょ \mathcal{O} 規定 ŋ 行うも に ょ \mathcal{O} り 読 とす 4 替えて 適用する法第三十五条第二項 0 規定 に ょ
- 3 \mathcal{O} 規定によ 審 査庁 は る検証 法 第 を 九 条第三項 たときは \mathcal{O} 規定に 次 いに掲げ ょ ŋ る事 読 4 項を記載 替 えて 適 用す た検証 る法第三十五 調書を作成する 条 第 項
- 一事案の件名

 \mathcal{O}

とする。

- 一 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所

四 検証の結果

4 第 十六 条 第 項た だ 書 \mathcal{O} 規定は 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る通 知 に 0 11 7 準 用 す る。

(質問の通知等)

第二十 審査庁 は、 法第九 条第三項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 読 み替え て 適 用 す る 法 第三十六

条 \mathcal{O} たとき 申 立 て は が 行 当該 わ れ 申 た 立て 場合に を L お た者に 11 て 対 同 条 \mathcal{O} 書面 規 定 に に ょ ょ ŋ る その 質問 旨を を Ĺ 通 知 又 す は る L ŧ な \mathcal{O} 11

る

- 2 る。 る に ベ ょ 審 き者に 査 る 質 庁 問 は 対 を 法 し ょ 第 うとす 書面 九 条第三項 に る ょ 場合 ŋ そ \mathcal{O} \mathcal{O} に 規 期 お 定 日 に 11 ょ 場 ŋ 所 読 必 そ 要 4 が 替 \mathcal{O} あ え 他 必 る 7 要な事 適 لح 認 用 す \otimes 項を るとき る 法 第三十 通 知 は す る 質 六 問 条 を \mathcal{O} \mathcal{O} 受け 規 定
- 3 六条 項 第 十六 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規定 定 条 は 第 ょ \Box --- る 頭 項 質 に た 問 だ ょ に る L 法 書 0 第 11 \mathcal{O} 規 7 九 定 条第三項 そ は れ 第 ぞ --- n 項 \mathcal{O} 規定に 準 \mathcal{O} 用 規 す 定 る によ ょ ŋ 読 る 4 通 替 知 え に て 0 適 VI 用 て、 す 第 法第三十 +

(意見の聴取の通知等)

第二十二条 条第 書 面 に 項 ょ り \mathcal{O} そ 規定 審 査 \mathcal{O} 期 に 庁 ょ は 日 ŋ 法第九 審 場 理 所 関 そ 係 条第三項 \mathcal{O} 他 人を 必 要な 招 集 \mathcal{O} 事 規 定に 項を ようとするときは、 通 ょ 知 り す 読 る 4 替え £ \mathcal{O} と て 適用 す 審 る。 理 関 す 係 る 法 人 第三十七 対

- 2 る 通 法 第九 知 は、 条 書面 第三 12 項 ょ \mathcal{O} 規定 ŋ 行 う に Ł ょ \mathcal{O} ŋ とす 読 み を替えて 適用す る法第三十七条第三 項 \mathcal{O} 規 定 ょ
- 3 三十七条第 第十三条 第二項 項 又 は \mathcal{O} 第二 規定 項 は \mathcal{O} 規定 法 第九 12 ょ 条第三項 る意 見 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 聴 定に 取 に ょ 9 11 ŋ 7 読 準 4 用 替え す て適 用 す る 法

提 出 書類 等 \mathcal{O} 閲 覧等に 0 VI 7 \mathcal{O} 提 出 人 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 聴 取 \mathcal{O} 方 式 等

- 第二十三条 規 定 に ょ る 提 法 出 第 九 人 条第三項 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 聴 \mathcal{O} 規 取 定 は、 に 書面 ょ ŋ 読 に み替え ょ り 行 う 7 ŧ 適 用 \mathcal{O} とす する法第三十 八 条第二 項 \mathcal{O}
- 2 る 指 法 定 第 九 条 第三項 別 記 様 式 \mathcal{O} 第三号 規 定 に \mathcal{O} ょ 提 ŋ 出 読 書 4 類 替え 閲 覧 て 適用 日 時 等指定書を送付 す る法第三十八条第三項 L 7 行う \mathcal{O} t \mathcal{O} 規 定 に ょ

0

3 査 法 第三十 求 人 又 は 八 条第六 参 加 が 項 納 \mathcal{O} 規 8 定 る 手 に 数 ょ 料 り 読 は 4 替 青 森 えて 県 適 行 用す 政 不 服 る 審 同 査 条 提 第 出 兀 書 項 面 \mathcal{O} 等 規 交付 定 に 手 ŋ 料

等 \mathcal{O} 徴 収 に 関する 条例 (平成二十八年三月青森県条例第六号) によるも \mathcal{O}

(手続の併合又は分離の通知)

第二十 条 \mathcal{O} 四条 規定 に 審査庁 ょ り 数 個 は \mathcal{O} 審 法第九条第三項の 查 請 求 に 係 る 審 規定に 理 手続 を併 ょ り 読 合 ぬみ替え L 又は て 適用す 併 合 さ る法 れ た 数 第三十九 \mathcal{O}

通知するものとする。

査

請

求

12

係

る

審理手続を分離

L

たときは、

審理関係

人に対

書面

12

ょ

り

そ

 \mathcal{O}

旨を

(審理手続の終結の通知の方式

第二十五 条 法 第九 条第三 項 \mathcal{O} 規定に ょ n 読 み替え て適用 する 法 第四 + 一条第三項 \mathcal{O}

規定に ょ る 審理手 続を終結 L た旨 \mathcal{O} 通 知 は 書面 に ょ ŋ 行う É \mathcal{O} とする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

第二十六条 法第五 + 条第二項又は 第 兀 項 \mathcal{O} 規定 によ る 裁 決 書 \mathcal{O} 謄 本 \mathcal{O} 送付 は 当

該 謄本に裁 決 書謄本送付書を付 て 行う t \mathcal{O} とする。

2 審査庁 は 法第五 + 一条第二項ただ 書 \mathcal{O} 規定によ る 公示 \mathcal{O} 方法 に ょ る 送達をし

たときは、 参 加 人 及 び 処 分庁 等 に 対 Ļ 書 面 に ょ り そ \mathcal{O} 旨を通 知 す る t \mathcal{O} とす \hat{z}_{\circ}

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

第二十七条 第十条第二項後段 \mathcal{O} 規定は、 法第五 十三条 \mathcal{O} 規定に よる 返還 12 0 い て 潍

用する。

(適用除外等)

第二十八 条 青森県情報 公 「開条例 伞 ·成 十 一 年十二月青森県条 例第五 十五号) 第十七

条第 項 及 び青森 県 個 人 情 報保 護条 例 (平成十年十二月青森県 条例 第五 十七号)

三十 - 六条第 --- 項 に 規 定 す る審査請 求 に 9 1 て は、 第三条、 第 + 条第二項、 第 +

か ら第二十五 条まで及び第二十七 条 0 規定 は 適用 しな 1

(雑則)

第二十 九 条 \mathcal{O} 規 則 を実施 す るた 8 に 必 要な 細 目 的 事 項 に 0 11 て は 本部 長が 定 8

る。

附則

1 この規則は、法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

行政庁の処分又は不作為についての青森県公安委員会、

本部長又は警察署長に対

2

- する不服申立てであって、 法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされ
- た申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、 なお従前の例による。

	2 (Natablet Natiblet NatibleNthu)		
		年	月 日
	温		
	還付請書		
青森県公安	· 安委員会 殿		
137011711-12			
	0		
	住所		
	氏名		
	, , ,		
下記の目録	るの物件の還付を受け、領収しました。		
	記		
	н		
<u> </u>			
	目 録		
番号	標 目	数量	備考
取扱者 官	了職		
以1以1日 E	14版	(F1)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

		年	月 日	
	提出物目録			
	青森県	人公安委員会	印	
行政不服審査法	の規定により、下記のと	おり	を	
受領した。	- //۵/2 . 3. / , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		_	
	≑ 1			
	記			
事案の件名				
提 氏名				
人 住 所				
X IL 1/1				
提出を受けた				
年 月 日				
	目 録			
番号	標目	数量	備考	
	- 1		1	
取扱者 官職	氏名	(F)		
(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参				
	してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

青公委第 号		
	第 号	青公委第
年 月 日	年 月 日	年

提出書類閲覧日時等指定書

殿

青森県公安委員会即

につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

記

1 閲覧の日時

2 閲覧の場所

(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。